

第3次君津市障害者基本計画・第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画（素案）概要版

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画の策定の背景と趣旨

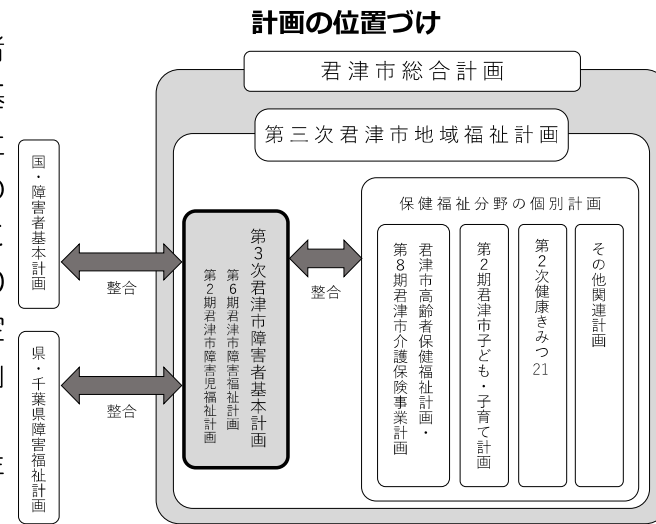
本市では、平成19年3月に障害者施策全般の基本的な事項を定める「君津市障害者基本計画」を策定し、様々な障害者福祉施策を推進するとともに、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の策定により、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に努めてきた。

一方、国は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す取組を推進している。このような国の動向を踏まえ、本市は「第3次君津市障害者基本計画」、「第6期君津市障害福祉計画」及び「第2期君津市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指す。

(2) 計画の性格と位置づけ・計画の期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者施策の基本的な理念と取組の方向性を定める「障害者基本計画」と、障害者基本計画の実施計画である障害福祉サービス等及び障害児通所支援等相談支援体制の確保のための方策を定めるための障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定する。策定にあたっては、国及び千葉県等の計画や、「君津市総合計画」等との整合性を図る。

本計画の計画期間は、国の基本指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

(1) 障害のある人の現状

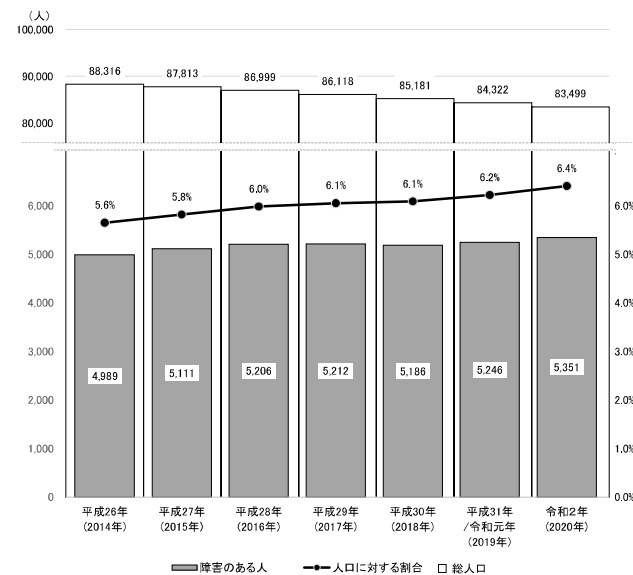
本市の人口と身体、知的、精神それぞれの手帳所持者数の推移等について示した。総人口が減少するなか、人口に占める障害のある人の割合は、増加傾向にある。

(2) アンケートからみる現状

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、身体障害者1,100人、知的障害者250人、精神障害者150人(計1,500人)、18歳以上の障害のない市民300人、市内で障害福祉サービスを提供している事業者40事業者に対し、アンケート調査を実施し、その結果を示した。

この結果から、困ったときの相談窓口がわからないことや、災害時の避難に関する不安、相談支援事業所の不足等の課題が浮かびあがってきた。

人口と障害のある人の数の推移



第3章 障害者基本計画

(1) 計画の基本理念

本計画の基本理念は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害のある人や、障害のある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、新たに国が示した基本指針との整合を図ったうえで、「希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会 きみつ」とする。また、この「基本理念」を実現するため、以下の3つを計画的視点として「基本目標」を設定し、本計画を推進する。

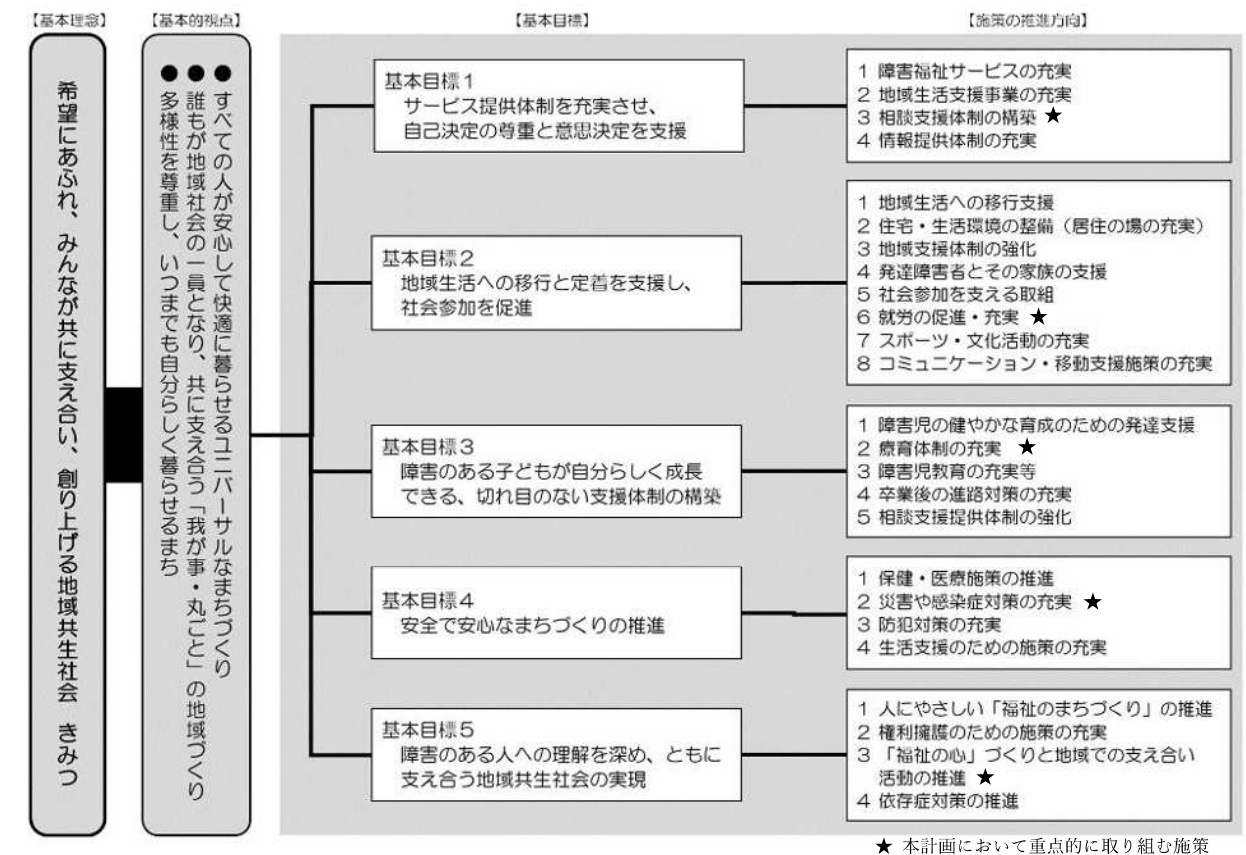
1. 多様性を尊重し、いつまでも自分らしく暮らせるまち
2. 誰もが地域社会の一員となり、共に支え合う「我が事・丸ごと」の地域づくり
3. すべての人が安心して快適に暮らせるユニバーサルなまちづくり

(2) 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の5つとする。

- 基本目標1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援
- 基本目標2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進
- 基本目標3 障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築
- 基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進
- 基本目標5 障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

(3) 施策の体系



★ 本計画において重点的に取り組む施策

(4) 障害者施策の総合的展開

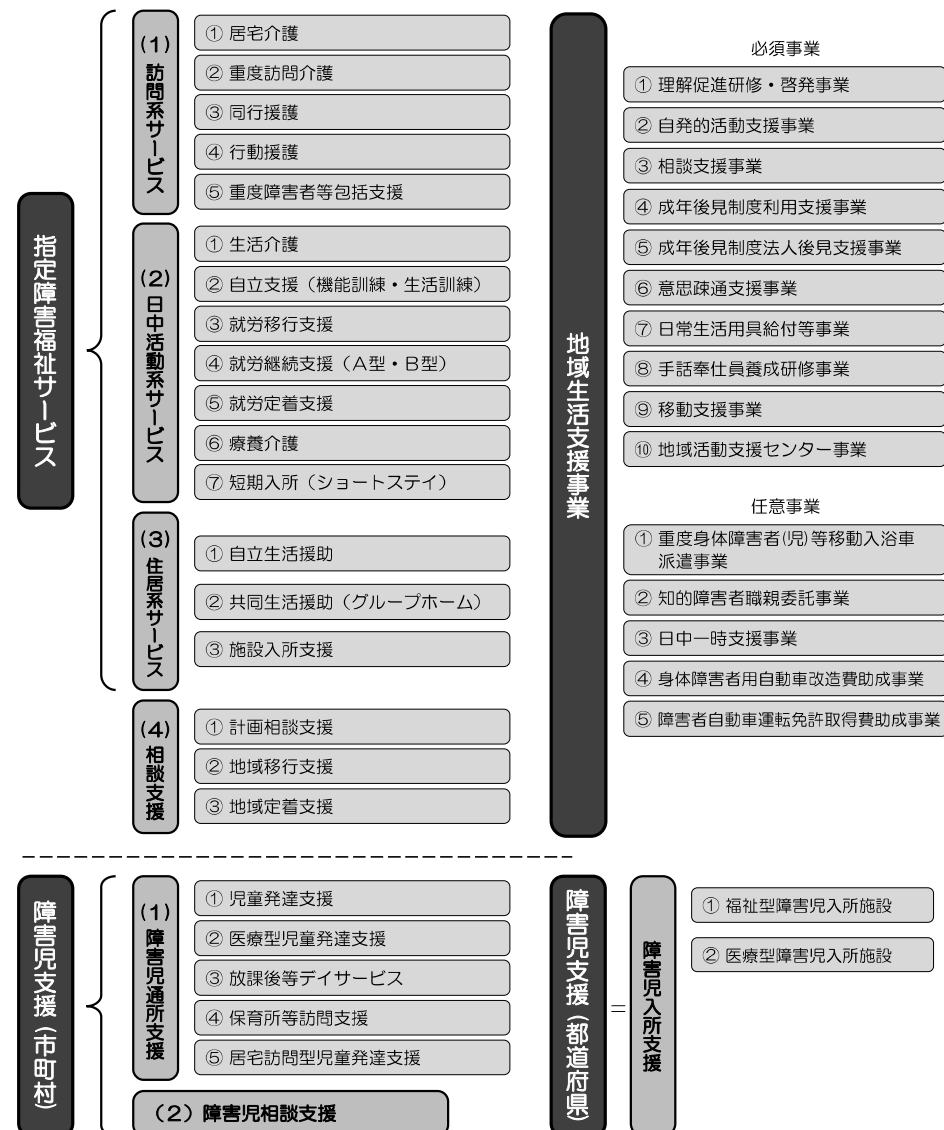
各基本目標について、現状、課題、アンケート結果を踏まえ、取り組んでいく事業を示した。

(1) 計画の成果目標

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を策定するに当たって、国が示した「基本指針」の中で、障害のある人や障害のある子どもの、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の整備や確保を図ることを目的として令和5年度までの「成果目標」を定めている。これら国の考え方を踏まえ、本市の成果目標を設定する。

- (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- (6) 相談支援体制の充実強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

(2) 障害福祉サービス等の体系



(3) 障害福祉サービスの給付実績と見込

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に規定する、障害のある人（子ども）に提供される支援の総称である。本項では、障害福祉サービスの第5期の実績を示すとともに、第6期に必要な見込量を設定する。

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 指定通所支援（障害児通所支援）

(4) 地域生活支援事業の実績と見込

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に規定される各都道府県及び市町村が行う事業の総称で、障害福祉サービスと異なり全国統一ではなく、地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態で実施される。第5期の実績を示すとともに、第6期に必要な見込み量を設定する。

- (1) 必須事業
- (2) 任意事業

第5章 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の実施にあたっては、「障害者地域自立支援協議会」と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。

(2) 点検及び評価体制

本計画の的確な進行管理を行うため、見込量に対しての実施状況について、“PDCAサイクル”に沿った点検・評価を行います。

PDCAサイクルのイメージ

